

相続登記必要書類一覧

(遺産分割協議をする場合)

- ◆市役所へは本人確認書類（免許証や健康保険証）と認印をご持参下さい。
- ◆戸籍及び印鑑証明書はお亡くなりになられた方の死亡日以降に取得したものをご用意ください。
- ◆権利証及び印鑑証明書以外は当事務所が代理で取得することができます。(別途費用追加)

1 お亡くなりになられた方(被相続人)に関して

出生から死亡までの戸籍謄本、改製原戸籍、除籍謄本など全部 各 通

※ 市役所窓口で、「相続登記に使うので、出生から死亡までの連続した戸籍を下さい」と申し添えると、スムーズにそろえます。

※ 転籍などにより、1箇所のみ市役所だけではそろわないこともあります。

戸籍の附票 or 住民票の除票(本籍の記載のあるもの) 通

※ どちらか一方をご用意下さい。

最新年度の固定資産税課税明細書(毎年 4~5 月に市役所から送付される書類)

※ 相続登記の見積書作成時及び法務局申請時に必要となります。

※ 紛失している場合は、市役所にて固定資産評価証明書もしくは固定資産の名寄せを取得してください。

お亡くなりになられた方(被相続人)名義の権利証

※ 亡くなる直前の住所と登記名義上の住所が異なる場合などに必要となる場合がございます。

2 相続人(財産をもらわない方も含む)に関して

現在戸籍の謄本(又は抄本) 各 通

※ 相続人ご本人のみ掲載されているもの(戸籍抄本)でも結構です。

※ 被相続人の死亡戸籍(現在戸籍に限る)に相続人の記載(除籍されていないこと)があれば、記載がある相続人の現在戸籍を新たに取得する必要はありません。

※ 同一の戸籍ではない相続人の現在戸籍を取得するには委任状が必要です。

印鑑証明書 各 通

※ 印鑑カードがあれば他の相続人の分も取得できます。(委任状不要)

裏面記載あり

市役所へ何度も足を運ぶことのないように、こちらの用紙をご活用ください。
説明がしにくければ、この用紙をこのまま市役所の方にお見せ下さい。

市役所の市民課の担当者様へ

お手数をおかけします。

この度、ご家族の_____様（ 年 月 日生）がお亡くなりになられまして、相続の手続をするために、下記の☑の書類が必要になりました。お伺いしている市役所で取得できるものをすべて交付願います。

別の市役所で取得する必要がある書類がありましたら、どこの市役所で取得できるか、もしくは郵送請求の方法をご教授願います。

お忙しい中、お手間をお掛けいたしますが、重ねてお願い申し上げます。

1 被相続人の必要書類

出生から死亡までの戸籍謄本、改製原戸籍、除籍謄本など全部 各 通

戸籍の附票 or 住民票の除票(本籍の記載のあるもの) 通

固定資産評価証明書 or 固定資産の名寄せ

2 相続人(財産をもらわない方も含む)の必要書類

現在戸籍の謄本(又は抄本) 各 通

印鑑証明書 各 通

お忙しい中ご対応いただきましてありがとうございます。
不明な点がございましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

イトー司法書士事務所 Tel:0564-57-8343
〒444-0802 愛知県岡崎市美合町字穴田 9-3